

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 12 月 23 日 (金) 第 374 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 2
- 公共測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 3

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 888 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 25 条 の 2 第 1 項 の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿 児 島 郡 十 島 村 口 の 島 字 迫 473 番 ( 次 の 図 に 示 す 部 分 に 限 る 。 )
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿 児 島 県 環 境 林 務 部 森 づ け り 推 進 課 及 び 十 島 村 役 場 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る 。 )

### 鹿 児 島 県 告 示 第 889 号

救急病院等を定める省令 (昭和 39 年厚生省令第 8 号) 第 1 条 第 1 項 の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	加世田病院	南さつま市加世田唐仁原1181番地	令和 4 年 10 月 1 日から 令和 7 年 9 月 30 日まで

救急病院	名瀬徳洲会病院	奄美市名瀬朝日町28番1	令和 4 年 10 月 15 日から 令和 7 年 10 月 14 日まで
救急病院	徳田脳神経外科病院	鹿屋市打馬一丁目 11248番地 1	令和 4 年 10 月 24 日から 令和 7 年 10 月 23 日まで
救急病院	いづろ今村病院	鹿児島市堀江町17番 1 号	令和 4 年 11 月 19 日から 令和 7 年 11 月 18 日まで
救急病院	キラメキテラスヘル スケアホスピタル	鹿児島市高麗町43番30 号	令和 4 年 12 月 7 日から 令和 7 年 12 月 6 日まで

**鹿児島県告示第890号**

出水郡長島町鷹巣1928番地 3 有限会社一丸水産代表取締役水口良則及び出水郡長島町鷹巣121番地 1 濱尚栄からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 区域及び区分

- 1 区域 長島町山門野，川床，鷹巣，浦底，諸浦及び獅子島区域（東町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてまき網漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第891号**

出水郡長島町鷹巣3885番地 6 邑山進二及び出水郡長島町諸浦1743番地 2 濱島正男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第 5 項において準用する同法第105条の 2 第 3 項の規定による届出に係る同法第108条第 2 項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 区域及び区分

- 1 区域 長島町山門野，川床，鷹巣，浦底，諸浦及び獅子島区域（東町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第892号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、熊本防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 12 月 14 日から令和 5 年 1 月 31 日まで
- 3 作業の地域 南種子町

**鹿児島県告示第893号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、鹿児島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 4 年 12 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和 4 年 12 月 20 日から令和 5 年 3 月 10 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市川上町地内

**鹿児島県告示第894号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和4年12月23日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	大島郡龍郷町中勝字下嘉鉄亦2418番地先から同町中勝字名瀬又2295番1地先まで	前	19.5～46.1	238.8
			後	14.9～42.8	238.8

### 鹿児島県告示第895号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により，次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は，鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和4年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区 域
本城岩下地区	次に掲げる標柱の6号と13号を直線で結んだ線，同標柱の13号から23号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の6号と23号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域
	標柱の所在地
	6号 平成13年4月6日鹿児島県告示第611号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち本城岩下地区の区域の標柱の6号
	13号 鹿児島市下福元町字岩下1355番2
	14号 鹿児島市下福元町字愛宕ノ城1370番
	15号 鹿児島市下福元町字愛宕ノ城1387番
	16号 鹿児島市下福元町字愛宕ノ城1383番
	17号 鹿児島市下福元町字池田1492番
	18号 鹿児島市下福元町字池田1491番
	19号 鹿児島市下福元町字櫻馬場1389番1
	20号 鹿児島市下福元町字櫻馬場1392番1
	21号 鹿児島市下福元町字櫻馬場1397番
	22号 23号 鹿児島市下福元町字愛宕ノ城1368番